

# 宇治市地域防災計画（改定案）について

## 1. 主な改定項目

- (1) 無人航空機の利用に関する追記
- (2) 安否不明者の情報収集に関する追記
- (3) 災害時協定団体の追記
- (4) 防災備蓄倉庫の追記
- (5) その他時点修正等

## 2. 改定の概要

### **（1）無人航空機の利用に関する記述の追記** 【一般対策編第3編第5章第3節】 【資料編資料1-37】

災害時における情報収集に無人航空機を用いる際は、警察や消防活動等緊急用務を行う航空機の飛行に必要な安全確保等を行う必要があるため、国の防災基本計画ならびに令和6年5月20日に開催された京都府防災会議において無人航空機の利用調整に関する記述が京都府地域防災計画に追記されたことから、宇治市地域防災計画にも同様に追記するものです。

### **（2）安否不明者の情報収集に関する追記** 【一般対策編第3編第13章第6節を新設】 【震災対策編第3編第12章第6節を新設】

令和5年6月に策定された京都府の「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」により、安否不明者の個人情報の取扱いの役割が明確化されたことから、令和6年5月20日に開催された京都府防災会議において安否不明者の個人情報の取扱いについて、京都府地域防災計画に追記されており、宇治市地域防災計画にも取扱いを追記するものです。

### **（3）災害時協定団体の追加** 【資料編資料1-7】

- ①災害発生時における土のう作成指導、交通統制、炊き出し支援、重機の操作、応急救護や保健衛生などの総合的な支援が可能な「公益社団法人京都府隊友会宇治久御山支部」と協定を締結
- ②災害発生時における食料や飲料水をはじめとした様々な必要物資の提供が可能な「有限会社コバシ産業」と協定を締結

### **（4）防災備蓄倉庫の追記**

能登半島地震災害を受け、令和6年度に拡充する食料・水・生理用品・マンホールトイレを収納するために必要な防災備蓄倉庫として「お茶と宇治のまち交流館」を追記するものです。

### **（5）その他時点修正等**

その他、時点修正や文言修正等を行う。

## 3. 今後のスケジュール

災害対策基本法第42条第6項に基づき、宇治市地域防災計画の改定を京都府へ報告 ⇒ 公表

# 新旧対照表

一般対策編	P. 1	～	P. 2
震災対策編	P. 3		

---

## 追加・修正 資料

---

資料編	P. 4	～	P. 7
-----	------	---	------

資料 1 - 7	民間業者等との協定締結一覧
資料 1 - 3 7	公用自動車（市有車両）等一覧表
資料 1 - 3 9	防災備蓄倉庫
資料 2 - 4 9	一般廃棄物等の収集体制

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由																																																	
第3編 災害応急 対策計画	第4章 水防上必 要な活動	第3節 水防警報 等の種類 及び内 容、通信 方法	(2) 洪水予報基準点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>基準点</th> <th>氾濫注意 水位</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">淀川</td> <td>宇治川</td> <td>横尾山</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>3.60</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木津川 下流</td> <td>加茂</td> <td>4.50</td> <td>5.90</td> <td>6.00</td> <td>9.01</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	備考	淀川	宇治川	横尾山	3.00	3.50	3.60	—		木津川 下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01		(2) 洪水予報基準点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>基準点</th> <th>氾濫注意 水位</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険 水位</th> <th>氾濫の可 能性のある 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">淀川</td> <td>宇治川</td> <td>横尾山</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>3.60</td> <td>4.20</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木津川 下流</td> <td>加茂</td> <td>4.50</td> <td>5.90</td> <td>6.00</td> <td>6.80</td> <td>9.01</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫の可 能性のある 水位	計画高 水位	備考	淀川	宇治川	横尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	—		木津川 下流	加茂	4.50	5.90	6.00	6.80	9.01		京都府水防計画の 令和5年度改定内 容と整合を図るた め新しい基準点を 追記
			水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	備考																																												
淀川	宇治川	横尾山	3.00	3.50	3.60	—																																																
	木津川 下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01																																																
水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫の可 能性のある 水位	計画高 水位	備考																																														
淀川	宇治川	横尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	—																																															
	木津川 下流	加茂	4.50	5.90	6.00	6.80	9.01																																															
			(2) 天ヶ瀬ダムの洪水調整及び概要 (規模) ドーム型アーチ式コンクリートダム 堤高 73.0m 堤頂長 254m 総貯水容量 26,280,000m <sup>3</sup> トンネル式放流設備 全長 617m 導流部 内径10.3m	(2) 天ヶ瀬ダムの洪水調整及び概要 (型式) ドーム型アーチ式コンクリートダム (規模) 堤高 73m 堤頂長 254m 総貯水容量 26,280,000m <sup>3</sup> トンネル式放流設備 延長 617m 導流部 内径10.3m	近畿地方整備局の 表記に合わせる																																																	
	第5章 情報の収 集・伝達	第3節 災害情報 及び被害 状況の収 集・報告	1. 情報の収集 各班の長は、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合は、直ちに情報の 収集活動を開始し、必要に応じて関係機 関と緊密な連絡をとり、被害の状況その 他災害応急対策活動に必要なあらゆる情 報の収集に努めるものとする。 また、勤務時間外等においては、早期 に被害状況を把握するため、参集する職 員が参集途中での被害情報を収集する方 策について検討する。	1. 情報の収集 各班の長は、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合は、直ちに情報の 収集活動を開始し、必要に応じて関係機 関と緊密な連絡をとり、被害の状況その 他災害応急対策活動に必要なあらゆる情 報の収集に努めるものとする。 また、勤務時間外等においては、早期 に被害状況を把握するため、参集する職 員が参集途中での被害情報を収集する方 策について検討する。 <u>なお、無人航空機の利用については、 必ず事前に関係機関と協議を行い、警察 や消防活動等緊急用務を行う航空機の飛 行に必要な安全確保等を行うものとす る。</u>	国の防災基本計画 及び京都府地域防 災計画の修正を踏 まえた改定																																																	

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急 対策計画	第13章 特に配慮 を必要と する人達 の安全確 保	第4節 避難行動 要支援者 の支援	2. 対象者の把握 (対象者の範囲) (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、 65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方 (2) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方 (3) その他自力での避難が困難な方	2. 対象者の把握 (対象者の範囲) (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、 65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方 (2) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方 <b>(3) 難病患者</b> <b>(4)</b> その他自力での避難が困難な方	対象者の範囲をより明確に定義するため
	第14章 被災者救 出	第6節 安否不明 者の氏名 公表(新 設)		<b>第6節</b> <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、救助活動の効率化・円滑化のため、京都府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。</u>	国の防災基本計画及び京都府地域防災計画の修正を踏まえた改定
	第20章 輸送	第5節 航空機等 による輸 送、移送	地上輸送、移送がすべて不可能な場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対して航空機の要請を行う。	<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対してヘリコプター派遣の要請を行う。</u>	令和6年1月30日消防庁通知「消防防災第14号」に基づき修正

## 震災対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急対策計画	第11章 特に配慮を必要とする人達の安全確保	第4節 避難行動要支援者の支援	2. 対象者の把握 (対象者の範囲) (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方 (2) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方 (3) その他自力での避難が困難な方	2. 対象者の把握 (対象者の範囲) (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方 (2) 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方 <u>(3) 難病患者</u> <u>(4) その他自力での避難が困難な方</u>	対象者の範囲をより明確に定義するため
	第12章 救助・救急	第6節 安否不明者の氏名公表 (新設)		<u>第6節</u> <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、救助活動の効率化・円滑化のため、京都府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。</u>	国の防災基本計画及び京都府地域防災計画の修正を踏まえた改定
	第16章 緊急輸送	第1節 緊急輸送手段の確保	3. 航空機（ヘリコプター）による輸送 地上輸送、移送がすべて不可能な場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対して航空機の要請を行う。	3. <u>ヘリコプターによる輸送</u> <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対してヘリコプター派遣の要請を行う。</u>	令和6年1月30日消防庁通知「消防防災第14号」に基づき修正

## 資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

令和5年6月28日現在

## 1. 宇治市が単独で締結

種別		締結年月日	機 関 名	
(1)民間業者	応急工事等	1	平成17年4月14日	京都UC会
		2	平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治管工事業協同組合 宇治市指定上下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		3	平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
		4	平成23年5月10日	宇治地域災害防止組合
		5	平成21年6月8日	一同建設協同組合
		6	平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
		7	平成24年6月15日	FPC京都
		8	平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
		9	平成28年4月27日	山城災害復旧協会
		10	平成29年4月27日	京都南部建設組合
	応急対策	11	平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
		12	平成25年8月26日	京都南廃棄物事業協同組合
		13	平成28年10月20日	日本下水道事業団
		14	平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
		15	平成30年6月6日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
		16	平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
		17	令和5年3月30日	関西電力送配電株式会社伏見営業所
		<b>18</b>	<b>令和5年9月6日</b>	<b>公益社団法人 京都府隊友会宇治久御山支部</b>
	災害時放送	19	平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
	情報収集	20	平成30年5月2日	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
		21	平成30年5月2日	株式会社 t s u j i
	情報発信	22	平成25年10月7日	ヤフー株式会社
	物資の提供	23	平成26年1月29日	ライフネット協会
		24	平成26年9月4日	株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
		25	平成30年4月1日	イオンリテール株式会社近畿カンパニー
		26	令和5年1月10日	西尾レントオール株式会社
		<b>27</b>	<b>令和6年2月19日</b>	<b>有限会社コバシ産業</b>

## 資料1-37 公用自動車(市有車両)等 一覧表

令和6年4月1日現在

種類	総務班	消防班	生活環境班	福祉班	建設班	上水道班	教育班	合計
乗用車	5							5
乗用車(ワゴン)	2						2	4
乗用車(ワゴン) ※広報車	3							3
普通乗合(バス)	0						1	1
小型貨物車(ダンプ)			3					3
小型貨物車(平ボデー)			4			1		5
塵芥車(プレス車2・4t含)			25					25
公共応急作業車					2	1		3
給水車						3		3
軽四貨物車(保冷車含) 軽四貨物車 ※広報車	111					20	1	132
軽トラック	11				3	2		16
軽ダンプ	2		5					7
梯子付消防自動車		2						2
化学消防ポンプ自動車		2						2
水槽付消防ポンプ自動車		4						4
消防ポンプ自動車(ポンプ積載車含)		4						4
救助工作車(消防ポンプ)		2						2
資機材搬送車		1						1
救急自動車		6						6
指令車		4						4
指揮指令車		1						1
舟艇搬送車		1						1
水防資材搬送車		3						3
人員搬送車		1						1
広報車(査察車)		5						5
舟艇		2						2
小型動力ポンプ車積載車		7						7
指令広報車		1						1
バイク(50cc)	7	5		13				25
電気自動車	2							2
軽乗用車	11							11
電動機付自転車	5							5
<b>無人航空機</b>		<b>2</b>						<b>2</b>
<b>合計</b>	<b>159</b>	<b>53</b>	<b>37</b>	<b>13</b>	<b>5</b>	<b>27</b>	<b>4</b>	<b>298</b>



資料2-49 一般廃棄物等の収集体制

区 分	ごみ等（生活環境班関係）	し尿（城南衛生管理組合関係）
調査連絡	<p>災害地の状況を調査のうえ、ごみ等の量、必要機材、人員等を把握するとともに、運搬及び処分等の方策については、城南衛生管理組合（クリーン21長谷山、クリーンパーク折居、リサイクルセンター長谷山等）、一般財団法人宇治廃棄物処理公社と連絡調整のうえ決定する。</p>	<p>被災市民からのくみ取り要請及び災害対策本部のくみ取り必要区域の把握内容に基づき、現地調査（必要に応じて生活環境班、城南衛生管理組合が共同して行う）を行い、くみ取り必要箇所、件数等について、城南衛生管理組合に連絡する。</p>
作業方針	<p>作業の原則として、<b>宇治市災害廃棄物処理計画及び宇治市地域防災計画</b>の各号体制に従い実施するが、災害の状況に応じて必要機材、人員を増減する。</p> <p>ただし、本市の保有機材、人員のすべてを動員してもなお、不足を生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつせん要請等の措置を講じ実施する。</p>	<p>城南衛生管理組合の作業方針によるものとするが、状況に応じて応援・協力を行う。</p>